

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 2 年 6 月 30 日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 兵庫県加古川市野口町良野1506番地

氏名 前川建設㈱ 代表取締役 前川容洋

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 079-421-3281

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	前川建設株式会社
事業場の所在地	兵庫県加古川市野口町良野1506番地
計画期間	平成31年4月1日 ～ 令和2年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	0611 総合建設業
②事業の規模	売上 170億8345万円（1年7月現在）
③従業員数	148名（令和2年3月31日現在）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	解体工事、土工事に発生した特定建設資材（がれき類、木、鉄くず）にあつては、作業所内で分別を行い、収集運搬業の許可を持つ業者と、処分業の許可を持つ業者との三社契約を締結し、委託運搬及び、処分を行っている。混合廃棄物においても同様に収集運搬業の許可及び処分業の許可を持つ業者と契約締結を行い、委託し処分を行っている。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙①の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 (別紙②の通り)

①現状	【前年度（平成 31 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項 (別紙③の通り)

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成 31 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成 31 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（平成 31 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 (別紙④の通り)

①現状	【前年度（平成 31 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第6面)

備考

1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2 当該年度の6月30日までに提出すること。

3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

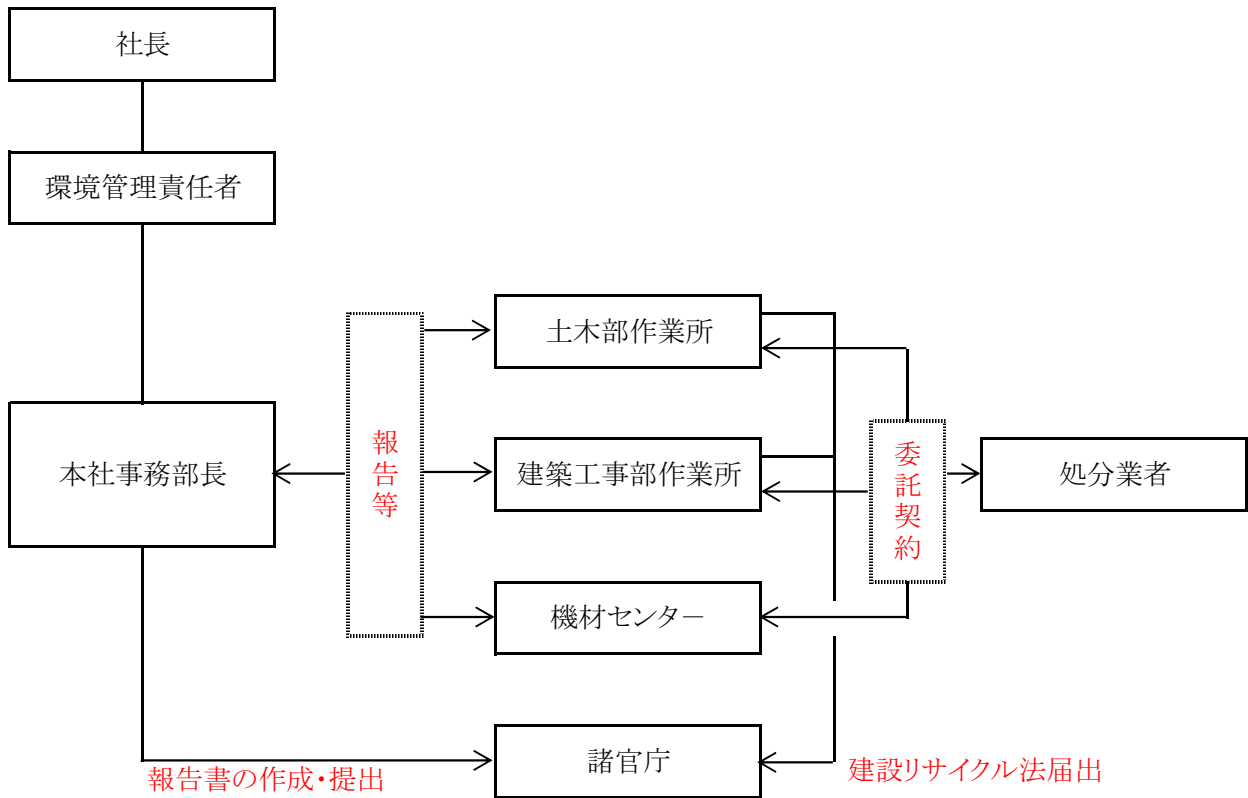
5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7 ※欄は記入しないこと。

別紙① 産業廃棄物の処理に係る管理体制

管理体系図



役割分担

- ① 工事は工事着工7日前までに、建設リサイクル法に基づき届出書を提出する。
- ② 各作業所(土木部、建築工事部)は工事完了後、機材センターは毎年4月に双方前年度の廃棄物の種類毎に集計を行い、集計表、建設廃棄物管理票、委託契約書をひとまとめにして本社事務部長へ提出する。
- ③ 本社事務部長は、廃棄物の種類毎に集計を行い、毎年6月末までに各行政へ報告を行う。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項（別紙②）

①現状【前年度(31年度実績)】

産業廃棄物の種類 排 出 量	コンクリートガラ 7,123.53 t	アスガラ 916.23 t	金属くず 11.24 t	木くず 133.18 t
産業廃棄物の種類 排 出 量	廃プラスチック 3.15 t	汚泥 670.66 t	混合廃棄物 1,818.67 t	ボードくず 252.5 t
産業廃棄物の種類 排 出 量	石綿 1.5 t			合計 10,930.66 t

(これまで実施した取組)

- ①建設混合廃棄物の排出を抑制するため、残材(型枠、ボード屑、鋼材)は業者に持ち帰るよう指導している。
- ②建設資材から発生するダンボール類は業者に持ち帰るよう指導している。
- ③敷地に余裕のある作業所は、コンテナとは別に、一般・空き缶・瓶 等分別を実施している。

②計画【目標】

産業廃棄物の種類 排 出 量	コンガラ 7,000.00 t	アスガラ 900.00 t	金属くず 30.00 t	木くず 130.00 t
産業廃棄物の種類 排 出 量	紙くず 1.00 t	廃プラスチック 10.00 t	ガラス及び陶磁器くず 15.00 t	繊維くず 5.00 t
産業廃棄物の種類 排 出 量	ボードくず 90.0 t	汚泥 500 t	石綿 15.00 t	混合廃棄物 800.00 t

(今後実施する予定の取組)

民間工事において解体工事、土工事にて発生したコンクリートガラは、路盤材等再利用化を発注者並びに監理者と検討、及び協議を行い、許可を得ることが出来れば作業所内で粉砕し、路盤材等再利用を行う。建設混合廃棄物は、更に分別を細分化させ排出量の軽減を図る。また各業者で発生する廃棄物は、持ち帰るよう指導する。

産業廃棄物の分別に関する事項（別紙③）

①現状 建設混合廃棄物は、鉄くずのみ分別されており、その他（木、ボード屑、廃プラスチック等）は各業者に持ち帰るよう半分前後の作業所で実施されているようである。
解体工事、土工事にて発生したコンクリートガラは、再利用化の検討を行わずそのまま処分されている。

②計画 建設混合廃棄物量の発生を軽減させる。

昨年の排出量(12,657.07t)に比べ今年は10,930.66t と約1,700t程少なくなっている。解体工事の受注が無かったようである。傾向は 新築、新設工事が多いため混合廃棄物の発生量が昨年と比べ約900t多く発生している。そのため今年も昨年同様 下記の事項を徹底する。

①作業所にあっては、一般廃棄物と建設廃棄物を分別する。

②①により弁当ガラは一般廃棄物へ、空き缶は空き缶入れにそれぞれ投棄する。

③建設廃棄物も更に分別を行う。(廃プラスチック、ボード、木くず等)

④現在本社では廃棄物排出量の軽減の取組の一環として、古紙は全て再資源化の施設に自社運搬し処分を行っている。そのため本社近辺の作業所においては古紙は本社へ持ち帰り処分を行う。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項（別紙④）

①現状【前年度(31年度実績)】

産業廃棄物の種類	コンガラ	アスガラ	金属くず	木くず
全処理委託量	7,123.53 t	916.23 t	11.24 t	133.18 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	7,123.53 t	916.23 t	11.24 t	133.18 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t
産業廃棄物の種類	紙くず	廃プラスチック	ガラス及び陶磁器くず	ボードくず
全処理委託量	t	3.15 t	t	252.5 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t	t	253 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	2.00 t	t	0 t
産業廃棄物の種類	繊維くず	石綿	汚泥	混合廃棄物
全処理委託量	t	1.5 t	670.66 t	1,819.57 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	1.5 t	t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t	t	1,192.00 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	446 t	627.00 t

(これまで実施した取組)

建設廃棄物を運搬処分を行う場合、収集、処分業者と契約前に、各業者より許可書の写しを提出。最終処分を行える業者か、保管、積替、検品を行い、最終処分業者に再委託する業者なのか、そうであれば最終処分地との契約書の確認を行う。問題がないと判断された場合は3社契約を行う。また、混合廃棄物においても同様、運搬業、処分業の許可証を提出させ、中間処分業者であれば、再委託先の建契約書を確認し、2社契約を行う。運搬時においては、その日の運搬回数が重なる場合は、最初の荷を軽めに積載し、過積載の防止に努めている。

②計画【目標】

産業廃棄物の種類	コンガラ	アスガラ	金属くず	木くず
全処理委託量	7,000.00 t	900.00 t	30.00 t	130.00 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	7,000.00 t	900.00 t	30.00 t	130.00 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t
産業廃棄物の種類	紙くず	廃プラスチック	ガラス及び陶磁器くず	ボードくず
全処理委託量	1.00 t	10.00 t	15.0 t	90.00 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	1.00 t	t	t	15.00 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	4.00 t	15.0 t	t
産業廃棄物の種類	繊維くず	石綿	汚泥	混合廃棄物
全処理委託量	5.00 t	15.00 t	500 t	800.00 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t	500 t	450.00 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	5.00 t	15.00 t	t	350.00 t

(今後実施する予定の取組)

今後も、引き続き委託する廃棄物運搬、処分業者のそれぞれの許可証の写しの提出(品目の確認)と同時に許可日の確認(許可期限)。また委託する運搬業者においては、運搬車両一覧表並びに車検証の写しも提出させ、運搬車両の能力を把握しておく。全てを確認し、2社または、3社契約締結を行い運搬、処分を委託する。また、運搬前には、最終処分地までのルート確認、処分場に掲示されている看板(処分の許可品目、許可番号等)の確認を行う。運搬開始後は適切なルートにて運搬されているか、不法投棄などないよう計画通りの処分地へ運搬されているか、追跡調査を行う。過積載対策としては最初の積荷を軽めに積載し過積載のないよう心掛ける。また、アスベスト等石綿関係の運搬時には、荷台にシートを被せ、飛散防止に努める。